

各位

会社名 株式会社 jig.jp
 代表者名 代表取締役社長 占部 哲之
 (コード番号：5244 東証グロース市場)
 問合せ先 取締役管理本部長 大庭 淳一
 (TEL. 03-5367-3891)

自己株式の処分及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2022年11月17日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う自己株式の処分及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による自己株式の処分の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 57,000株
- (2) 払込金額 未定(2022年12月6日開催予定の取締役会で決定する。)
- (3) 募集方法 処分価格による一般募集とし、SMB C日興証券株式会社を引受人として、全株式を買取引受けさせる。
 ただし、処分価格と同時に決定する引受価額(引受人が当社に払込む金額)が払込金額を下回る場合は、本公募による自己株式の処分を中止する。
- (4) 処分価格 未定(払込金額決定後、払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2022年12月14日に決定する。)
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。なお、引受価額は2022年12月14日に決定される。
- (6) 申込期間 2022年12月15日(木曜日)から
 2022年12月20日(火曜日)まで
- (7) 払込期日 2022年12月21日(水曜日)
- (8) 受渡期日 2022年12月22日(木曜日)
- (9) 申込株数単位 100株

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (10) 払込金額その他公募による自己株式の処分に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後の取締役会において決定し、その他公募による自己株式の処分に必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 3,238,400 株
- (2) 売出人及び売出株式数
- | | |
|---|-------------|
| 東京都港区南麻布五丁目9番1号
インキュベイトキャピタル5号投資事業有
限責任組合 | 2,100,000 株 |
| 茨城県龍ヶ崎市
岸 周平 | 527,700 株 |
| 東京都杉並区
占部 哲之 | 214,000 株 |
| 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
株式会社セレス | 209,200 株 |
| 東京都世田谷区三軒茶屋一丁目33番12号
WINDWARD302
有限会社ジュノー・アンド・カンパニー | 187,500 株 |
- (3) 売 出 方 法 売出価格による売出しとし、SMBC日興証券株式会社、野村証券株式会社、株式会社SBI証券、楽天証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、極東証券株式会社、東海東京証券株式会社、マネックス証券株式会社及び松井証券株式会社を引受人として、全株式を買取引受けさせる。
なお、本売出株式の一部は、SMBC日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。
- (4) 売 出 価 格 未定。上記1.における処分価格と同一とする。
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして売出価格から引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。なお、引受価額は上記1.における引受価額と同一とする。
- (6) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一とする。
- (7) 受 渡 期 日 上記1.における受渡期日と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一とする
- (9) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、上記1.の自己株式の処分を中止する場合は、本株式売出しも中止する。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 上限 494,300 株
なお、売出株式数は上限を示したもので、需要状況等により減少する、又は本株式売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案したうえで、2022年12月14日に決定する。
- (2) 売 出 人 SMB C日興証券株式会社
- (3) 売 出 方 法 SMB C日興証券株式会社が、上記1.の公募による自己株式の処分及び上記2.の引受人の買取引受による株式売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、当社株主である福野泰介、野沢知史及び占部哲之（以下「貸株人」と総称する。）より借り入れる当社普通株式について売出価格により追加的に売出しを行う。
- (4) 売 出 価 格 未定。上記1.における処分価格と同一とする。
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 上記1.における受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (8) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、上記1.の自己株式の処分を中止する場合は、本株式売出しも中止する。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

4. 親引けの件

上記2. の引受人の買取引受による株式売出しに関し、引受人に対し、売出し株式の一部を、当社が指定する販売先（親引け先）に売付けることを要請する予定であります。

当社が指定する販売先（親引け先）・株式数・目的は下表に記載のとおりです。

指定する販売先 (親引け先)	株式数	目的
株式会社セプテーニ・ホールディングス	取得金額 100 百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。	デジタルマーケティング領域、メディアプラットフォーム領域を中心とした中長期的な協業に取り組むため
株式会社 Cygames Capital	取得金額 100 百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。	ゲームとライブ配信を融合した領域を中心とした中長期的な協業に取り組むため
株式会社電通グループ	取得金額90百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。	マーケティング機能を活かした既存事業拡張、新規事業開発を軸に中長期的な協業に取り組むため
jig. jp 従業員持株会	取得金額20百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。	当社従業員の福利厚生のため

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【ご参考】

1. 自己株式の処分及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

募集株式の数	当社普通株式 57,000株
(うち、自己株式の処分)	当社普通株式 57,000株
売出株式数	①引受人の買取引受による売出し
	当社普通株式 3,238,400株
	②オーバーアロットメントによる売出し(※)
	当社普通株式 上限494,300株

(2) 需要の申告期間 2022年12月7日(水曜日)から
2022年12月13日(火曜日)まで

(3) 価格決定日 2022年12月14日(水曜日)
(処分価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、
仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 申込期間 2022年12月15日(木曜日)から
2022年12月20日(火曜日)まで

(5) 払込期日 2022年12月21日(水曜日)

(6) 受渡期日 2022年12月22日(木曜日)

(注) 上記(1)に記載の売出株式の一部が、SMBC日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがあります。

(※) オーバーアロットメントによる売出し等について

公募による自己株式の処分(以下「本募集」という。)及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、494,300株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、貸株人より追加的に当社普通株式を買取る権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、2023年1月19日行使期限として付与される予定であります。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場(売買開始)日から2023年1月19日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使する予定であります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、2022年12月14日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人からSMB C日興証券株式会社へのグリーンシュエーションの付与は行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の自己株式の処分による自己株式総数の推移

現在の自己株式数	57,000株
処分株式数	57,000株
処分後の自己株式数	一株

3. 調達資金の使途

本募集による手取概算額11,256千円については、全額を事業拡大に係る採用費及び人件費に充当する予定であります。

当社グループは主要事業であるライブ配信サービスの更なる拡大、収益の多様化のための企画・開発等において、優秀な人材の採用・育成による体制強化が必要と認識しており、採用費及び人件費として、2024年3月期に全額を充当する予定であります。

また、上記調達資金は、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

※有価証券届出書提出時における想定発行価格（310円）を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題であると認識しております。当社の配当の基本的な方針は、事業基盤の整備状況、業績や財政状態などを総合的に勘案し、配当の実施を決定いたします。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

当面は、事業基盤の整備を優先することが株主価値の最大化に資するとの考えから、その

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

原資となる内部留保の充実を基本方針とさせていただき所存であります。

(4) 過去3期間の配当状況

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
1株当たり当期純利益	6,434.89円	11.44円	9.92円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
実績配当性向	－%	－%	－%
自己資本当期純利益率	33.33%	55.00%	26.75%
純資産配当率	－%	－%	－%

- (注)
- 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 - 自己資本当期純利益率は、当期純利益を、自己資本（期首と期末の平均）で除した数値です。
 - 1株当たり配当額（1株当たり中間配当額）、実績配当性向及び純資産配当率については、当社は配当を実施していないため、記載しておりません。
 - 当社は、2022年6月23日付で株式1株につき1,500株の割合で株式分割を行いました。2021年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
 - 当社は、2022年6月23日付で株式1株につき1,500株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について（2012年8月21日付東証上審第133号）に基づき、2020年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下の通りとなります。
なお、2020年3月期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
1株当たり当期純利益	4.29円	11.44円	9.92円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)

5. ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人である占部哲之、貸株人である福野泰介及び野沢知史、売出人である岸周平、当社株主である赤浦徹、jig.jp従業員持株会、菊池武洋、渡邊安弘、朝野大志、坂本尚嗣及び畑山直也は、SMB C日興証券

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

株式会社（以下「主幹事会社」という。）に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の2023年6月19日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等を行わない旨を約束しております。

売出人であるインキュベイトキャピタル5号投資事業有限責任組合、株式会社セレス及び有限会社ジュノー・アンド・カンパニー、当社株主であるWiL Fund I, L.P.、B Dash Fund 3号投資事業有限責任組合、Y J 2号投資事業組合及びCANOPUS株式会社は、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して90日目の2023年3月21日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等（ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の2023年6月19日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（株式分割による新株式発行等、ストック・オプションに係る新株予約権の発行及び新株予約権の行使による当社普通株式の発行等を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

6. 販売方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い、販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

(注) 上記「4. 株主への利益配分等」における今後の利益配分にかかる部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。